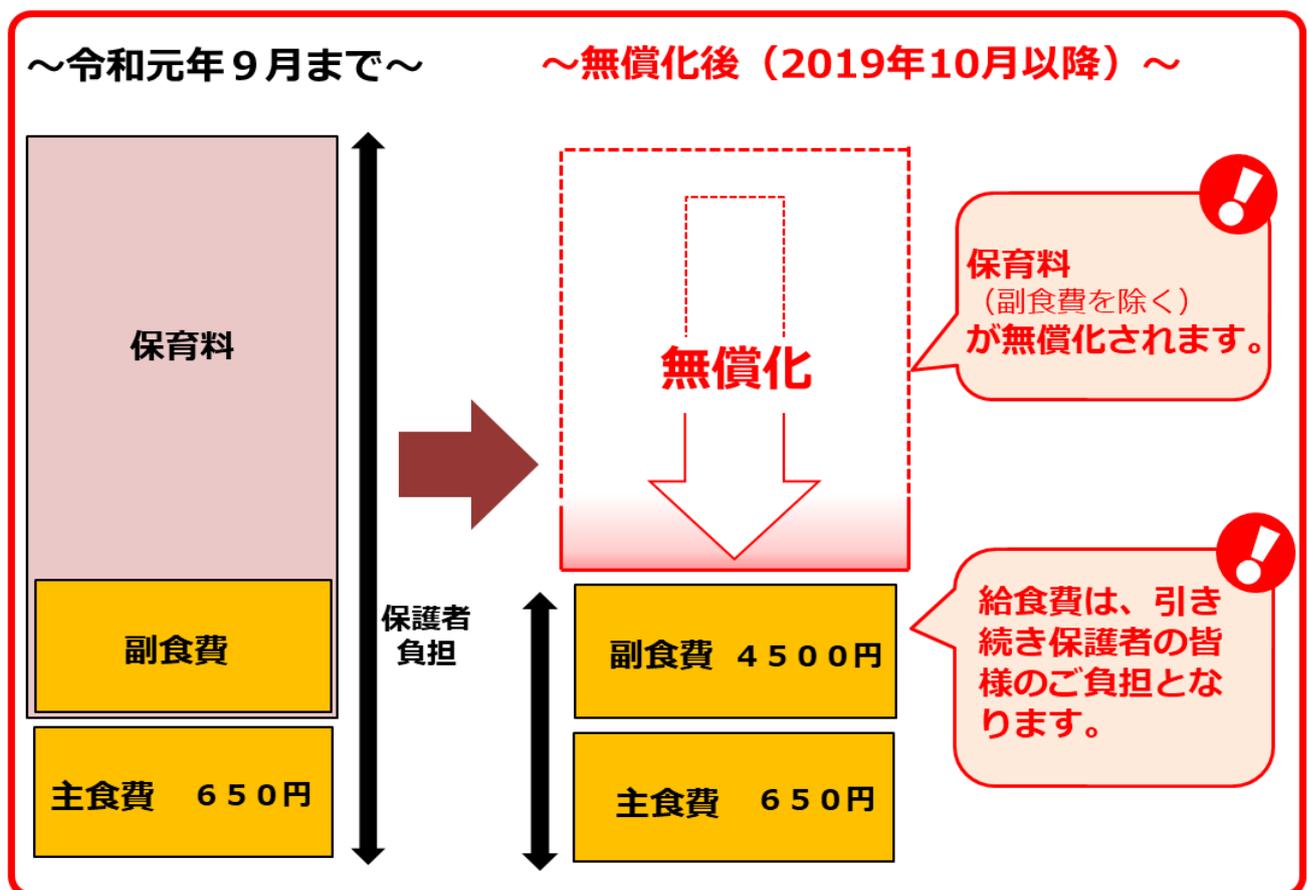


10月からの給食費・私的契約児の取り扱いについて

令和元年5月17日、「子ども・子育て支援法」が改正され、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。

1. 給食費の取り扱いについて

幼児教育・保育によって保育料は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様のご負担いただくことが原則です。それに伴いまして、今後は主食代と副食代の給食費をまとめてお支払いいただくこととなります。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。



○公立保育園（3～5歳児）
 主食費 650円/月（現行どおり）
 副食費 4,500円/月

※副食費の免除対象

（主食費は免除対象ではありません）

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども
- ・現在の制度で保育料が無償化の対象となっている子ども（同時入所・多子軽減等）

※副食費とは

副食材料費は主食（お米、麺、パン等）以外のすべての食材が対象です（おやつ含む）

2. 私的契約児について

現在、「保育の必要性がある子ども」が入所して、なお保育園の定員に余裕がある場合、「保育の必要性がない子ども」について3歳以上児に限り、「私的契約児」として入所を受け入れています。

○私的契約児の認定変更について

- 10月の幼児教育・保育の無償化開始と同時に、私的契約児の認定変更を行うことは、住民の皆様の混乱につながるため、令和元年10月から令和2年3月までは私的契約児のまま、現行の保育時間（8時～16時）相当分を無償化の対象とします。
- 10月の幼児教育・保育の無償化が開始となりますが、私的契約児は国の「子育てのための施設等利用給付」の無償化の対象外となります。そのため、令和2年4月から私的契約児は保育料を実費徴収することになります。
また、現行の私的契約児の減免措置も廃止します。
- 令和2年4月より、上記のとおり私的契約児は幼児教育・保育の無償化の対象外となるため、現在の私的契約児の方は特別利用保育とみなし、申請により「1号認定」を行います。
「1号認定」認定後は、教育時間相当分（8時30分から14時30分）は無償化の対象となります。14時30分以降の保育を希望される方につきましては、預かり保育として保育を実施します。預かり保育の料金は有償となります。
1号認定の申請につきましては令和元年10月の保育園継続申込と一緒にご案内する予定をしています。

保育時間のイメージ

7:30	8:30	14:30	16:00
預かり保育 (有償) 1,000円/月	保育時間 (無償)		預かり保育 (有償) 2,000円/月

- 給食費は無償化の対象外であるため、公立保育園と同じ扱いとします。